

協議会だより

必要な保育の確保のための
緊急声明を発表しました

二〇二〇年五月一日、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、「学童保育における『新型コロナウイルス』感染症拡大防止および必要な保育の確保のための緊急声明」を発表しました（本誌七五ページに全文を掲載）。

国は、「新型コロナウイルス」感染症の感染拡大防止のために、二〇二〇年二月末に各自治体に対して「学校の臨時休業」を要請し、四月七日には緊急事態宣言を発令しました。学童保育については、学校が「臨時休業」の場合も「原則開所」との考えが厚生労働省から示され、三月からこれまでの間、多くの地域が午前中から開

所をしていました。

五月四日に緊急事態宣言が延長されたことにもない、学童保育では、想定外の「非日常」の一日保育が三か月にもわたってつづきこととなりました（これは、あらかじめ計画を立てたり準備したりできる夏休み期間を、はるかに超えています）。

全国連協は、学童保育現場の現状をふまえて、緊急事態宣言の延長を前に、現状を一刻も早く改善し、学童保育を必要とする保護者と子ども、指導員を守り、学童保育事業の安定した維持を図るために必要な手立てを求める緊急声明をまとめました。

この緊急声明は、厚生労働省内にある厚生労働記者会（新聞社一二社、通信社二社、テレビ局六

局が常勤社）にて資料配布したほか、在京の民放ラジオ局四局に送付したところ、一局で電話によるインタビューが放送されました。

厚生労働大臣に緊急申し入れを行いました

全国連協では、地域連絡協議会の協力を得て、各地域の現状と要望を厚生労働省に届けています。

「新型コロナウイルス」感染症に関わる学童保育への補助金は当初、「午前中から開所するための経費一萬二〇〇〇円」でしたが、その後、「人材確保に必要な費用二万円」が追加され、三万二〇〇〇円と約三倍に増額されました。学童保育関係者の要望を連絡協議会が組織的に集約し、届けたこともあって実現したものです。

五月一八日には、厚生労働大臣宛てに三回目となる「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての学童保育

の対応についての緊急申入書」を提出し、内閣府子ども・子育て本部、各政党、「自由民主党学童保育（放課後児童クラブ）推進議員の会」役員、「公的責任における放課後児童クラブ（学童保育）の抜本的拡充を目指す議員連盟」役員にも届けました。要望内容は、つぎのとおりです。

①学童保育における「新型コロナウイルス」感染症拡大防止対策について、国や実施主体である市区町村の責任を明確にし、確実にかつ速やかに実施すること。

②新年度に入ってから追加の財政措置を、学童保育を実施しているすべての市区町村が申請できるように、さらなる周知徹底をすること。利用しているすべての保護者、すべての事業者の負担とならないために、追加で生じる運営費、人件費は国庫負担割合を二〇分の二〇として補助すること。
③学童保育での感染リスクを軽

減し、保育を確実に継続して行うために、国や自治体は適切な感染防止対策を講じる。二〇二〇年度に予算化された「感染拡大防止対策に係る支援」を、学童保育を実施しているすべての市区町村が申請するよう、さらなる周知徹底を図ること。「令和元年度の対象経費の実支出額との合計」となっている補助基準額を、「一度きり五〇万円」の財政支援ではなく、継続的に必要なよう補助金を創設すること。

④ 必要物品（消毒液、マスク、ペーパータオル等）を支給し、保健所等の行政の公衆衛生部門において学童保育の相談に即応し、支援する体制を確立すること。

⑤ 保育料（利用料）の返却について、一日・一人あたりの補助基準額が上限五〇〇円では不足するところもある。上限額について早急に増額を図ること。

⑥ 小学校の臨時休業等により、

指導員の勤務時間が長くなり、一時的に年収が二〇万円以上となった場合にも、健康保険と同様の措置を所得税上も適用し、保育の継続性を担保できるような方策を講じること。

⑦ 国および自治体は、利用する保護者等の在宅勤務や出勤調整をよりいっそう推進するよう事業者などに働きかけるとともに、そのための保障を充実させること。

⑧ 学童保育で子どもたちが安全に過ごす環境を整えるために、地域や学校などの理解と協力が得られるよう、国や自治体として、具体的な方策を図ること。

⑨ 子どもやその家族、職員やその家族が体調不良となり、感染が考えられる場合は、感染拡大を想定し、当事者及び濃厚接触者の検査を速やかに実施すること。

⑩ 市区町村は、子どもや職員の感染が判明した学童保育で、関係者に対して適切な情報開示を行

い、子ども、保護者、職員、運営者が風評被害にさらされないような手段を講じること。

⑪ 市区町村は、事前に地域の感染拡大を想定し、学童保育の規模の縮小や臨時休業を含めた対応策を講じるよう、国から周知徹底すること。市区町村が臨時休業を検討する場合でも、仕事や家庭の状況により保育を必要とする子どもの居場所を確保するよう、国から周知徹底すること。

⑫ 「新型コロナウイルス」感染症拡大防止の観点から、新年度以降の学童保育の規模の縮小や臨時休業を行わざるを得ない場合、また、緊急事態宣言以前に保護者の判断で利用を自粛した場合、加えて、今後起こり得る保護者の失業・退職による児童数減にあっても、学童保育の運営に支障をきたさず継続できるように、年度当初の在籍人数にもついでに財政補償を創設すること。

⑬ 国および自治体は、上記の対応とこれらに伴う財政支援とを一体のものとして速やかに取り組むこと。

* * *

この間、全国各地の学童保育では、企業や商店、NGO・市民団体などからさまざまな支援を受けることも増えてきました。また、福岡県北九州市では、市連協の要望もあって、指導員に市独自の特別給付金が支給されることが実現しました。山形県山形市、栃木県足利市でも、奨励金・支援金が支給されました。

長期化が予想される「新型コロナウイルス」感染症に関わる対応について、一人ひとりの保護者・指導員の声を保護者会や指導員組織に集め、連絡協議会を通じて情報交換や交流・連絡を図り、共に取り組みを進めていきたいと思います。